



## 蒲郡市民病院

# 薬剤師奨学金返済 支援金貸与制度

令和5年4月開始

奨学金の返済義務があり常勤薬剤師として  
当院に就業する方に対して、  
月額最大5万円（年額最大60万円）を  
奨学金返済支援金として貸与します。

## ▼対象となる方

令和5年4月1日以降に当院に採用された薬剤師で、日本学生支援機構の奨学金のほか市長が適当と認める奨学金の返済義務を負うもので、かつ延滞していない方

## ▼貸与期間

奨学金返済支援金の貸与期間は以下のいずれかの早い月まで

- ・対象奨学金の返済が終了する日が属する月
- ・返済支援金の貸与の総額が420万円に達する日が属する月
- ・初めて返済支援金の貸与を受ける日の属する月から7年を経過した月後の最初の3月

## ▼返還免除

貸与対象期間に相当する期間、継続して病院で薬剤師の業務に従事したときは返還が全額免除になります

## ▼返還

奨学金返済支援金の貸与期間終了前に退職等した場合は、貸与した貸付金を1ヵ月以内に全額返済するものとする



詳しくは管理課までお問い合わせください

0533-66-2202